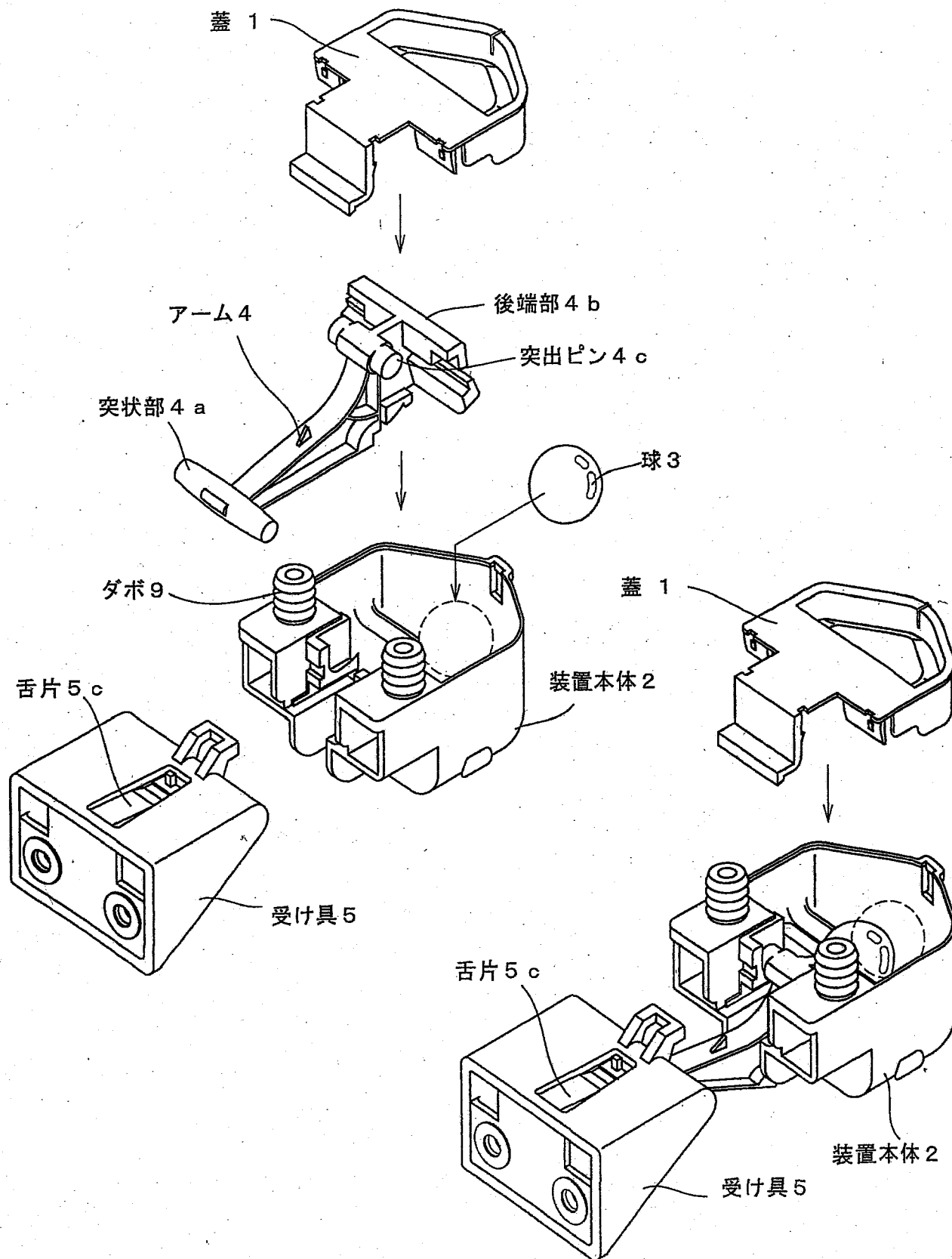
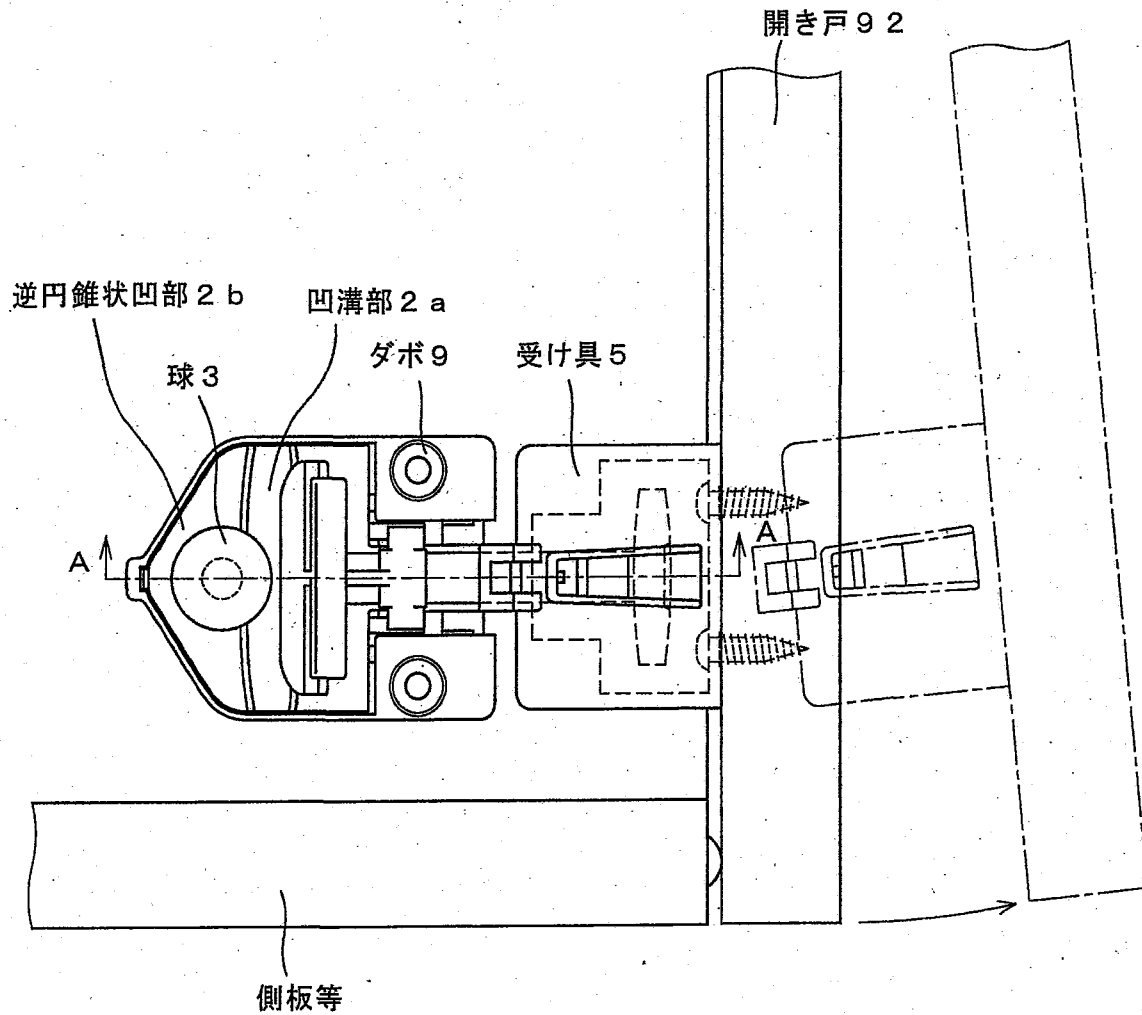


イ号 斜視図

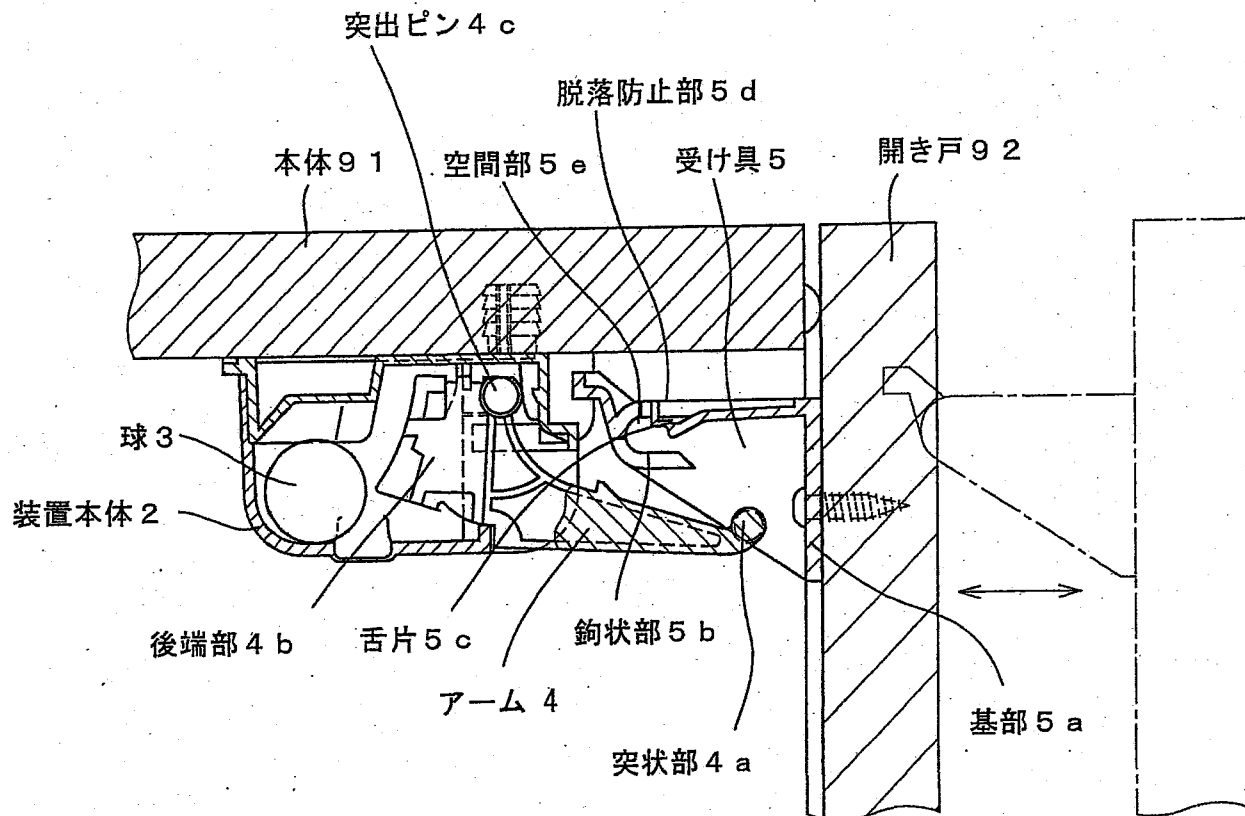


イ号 通常使用時の平面図

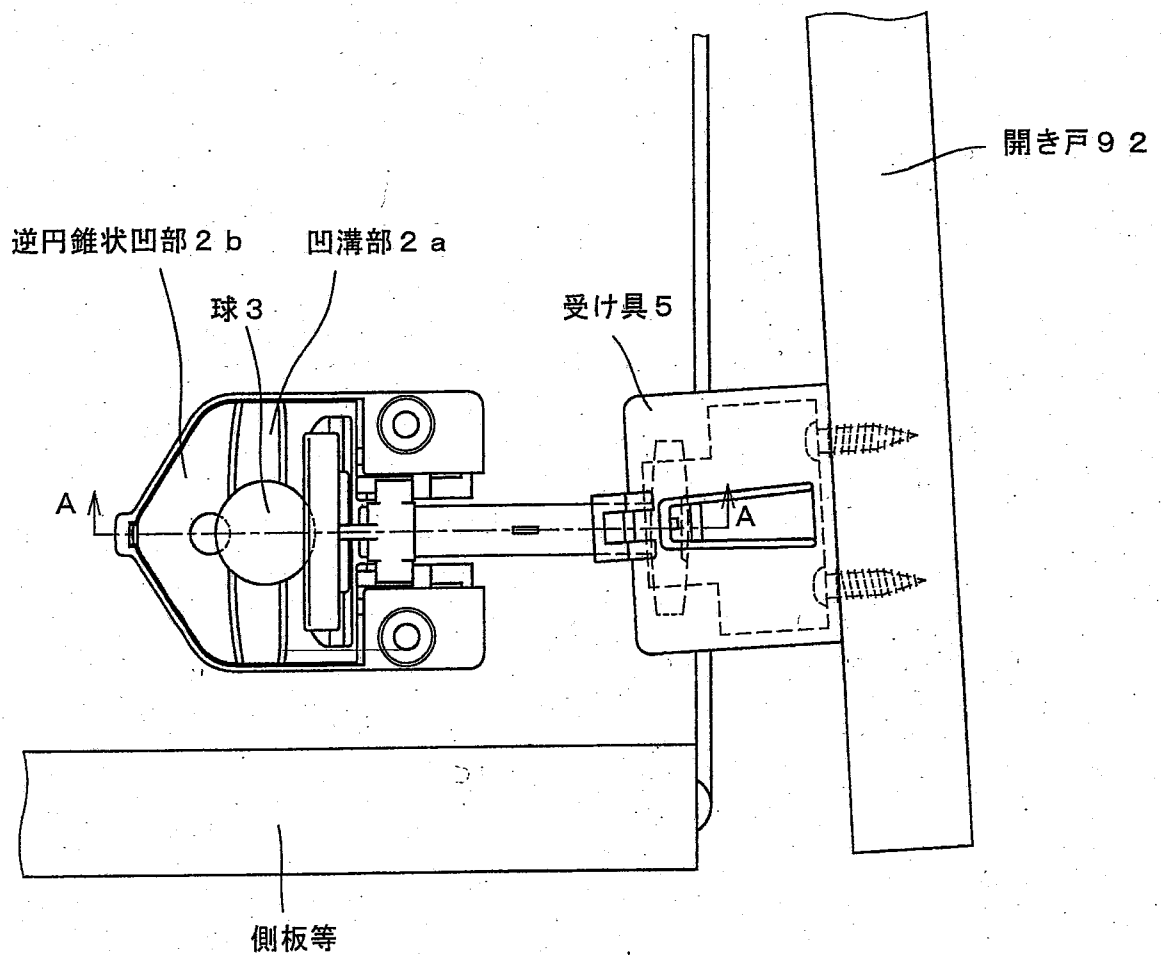


注：「開き戸 9 2」、「側板等」は参考図として図示したものである。

イ号 通常使用時の断面側面図（A－A断面）

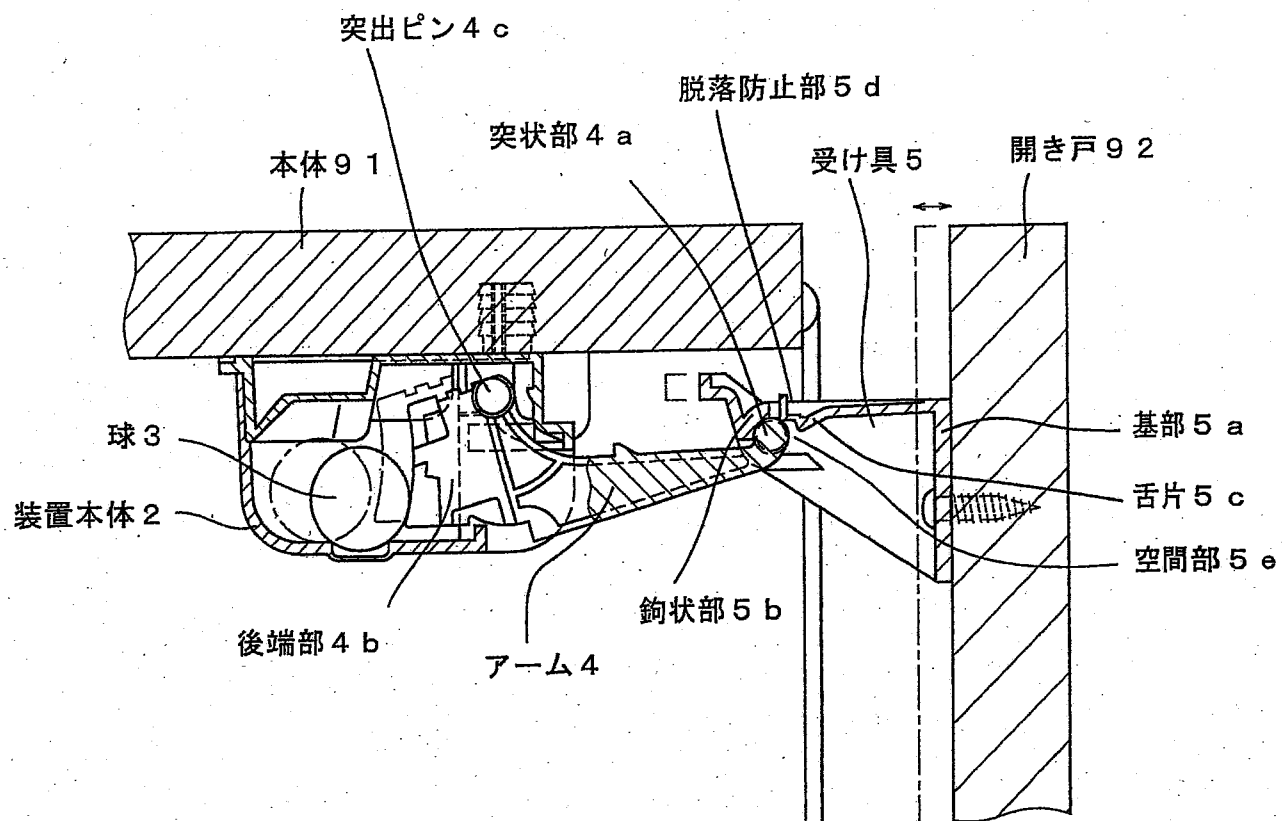


イ号 地震時の平面図

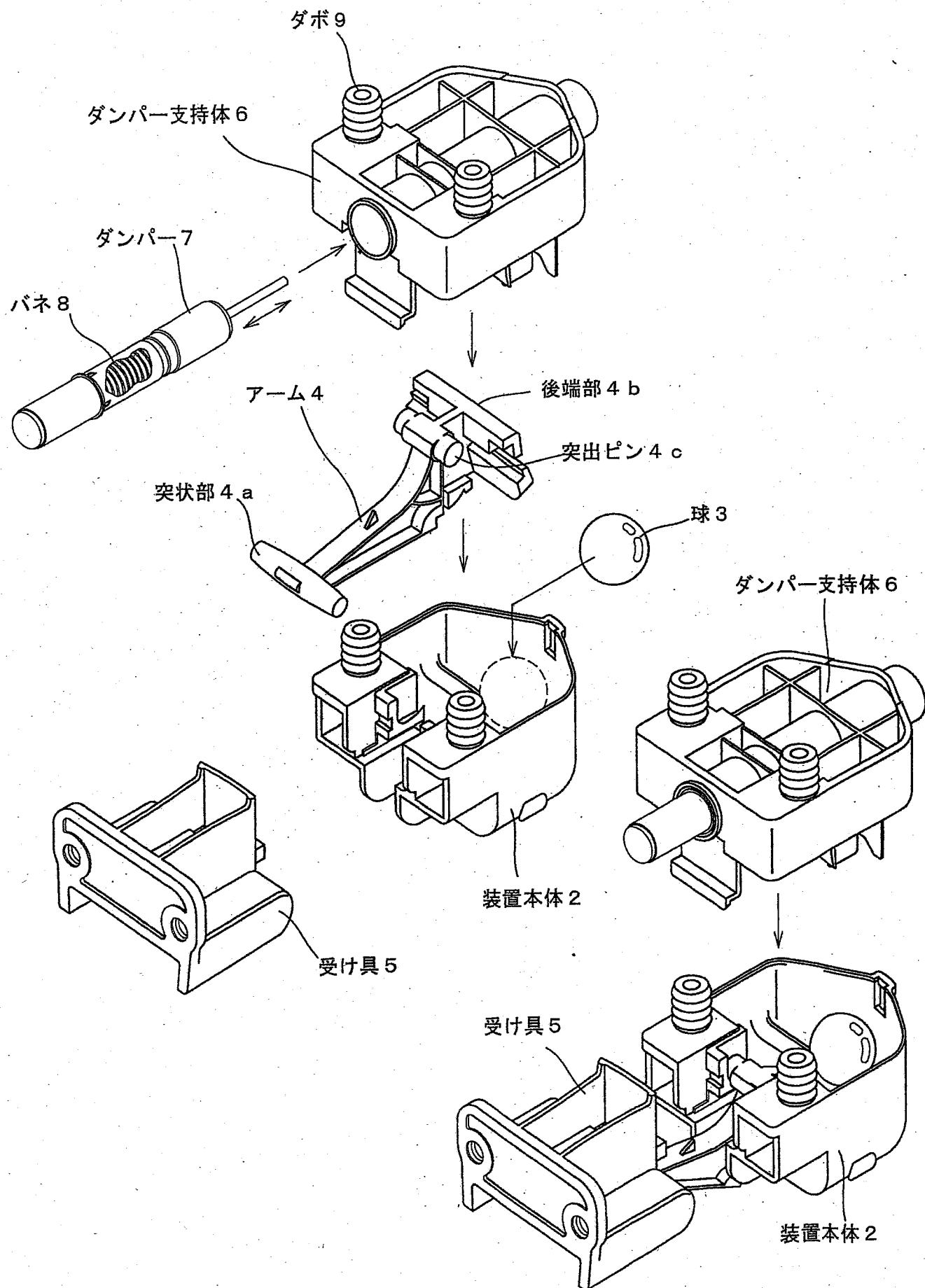


注：「開き戸 9 2」、「側板等」は参考図として図示したものである。

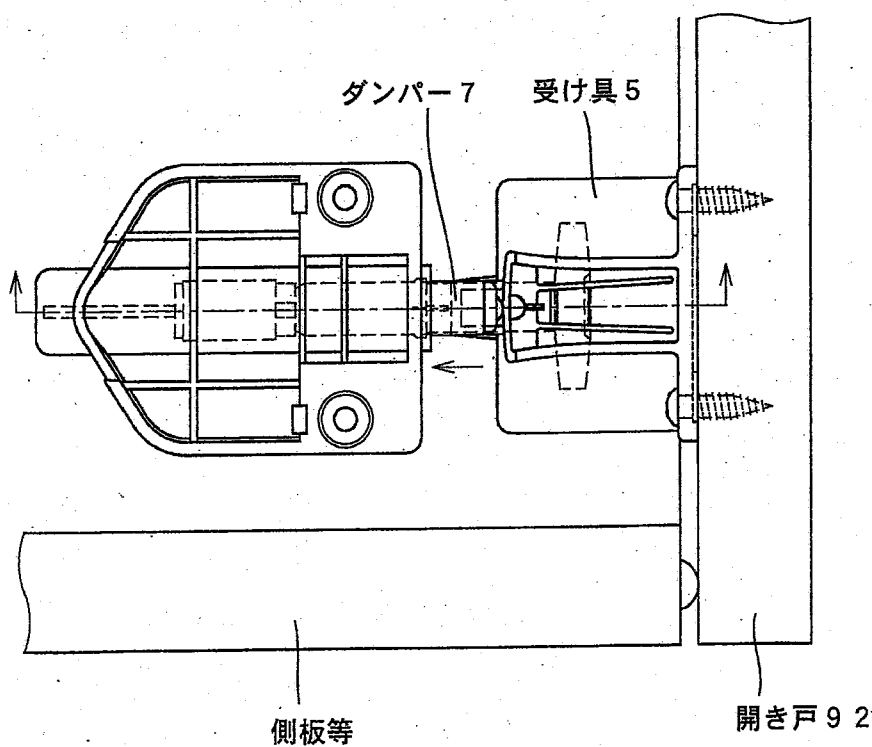
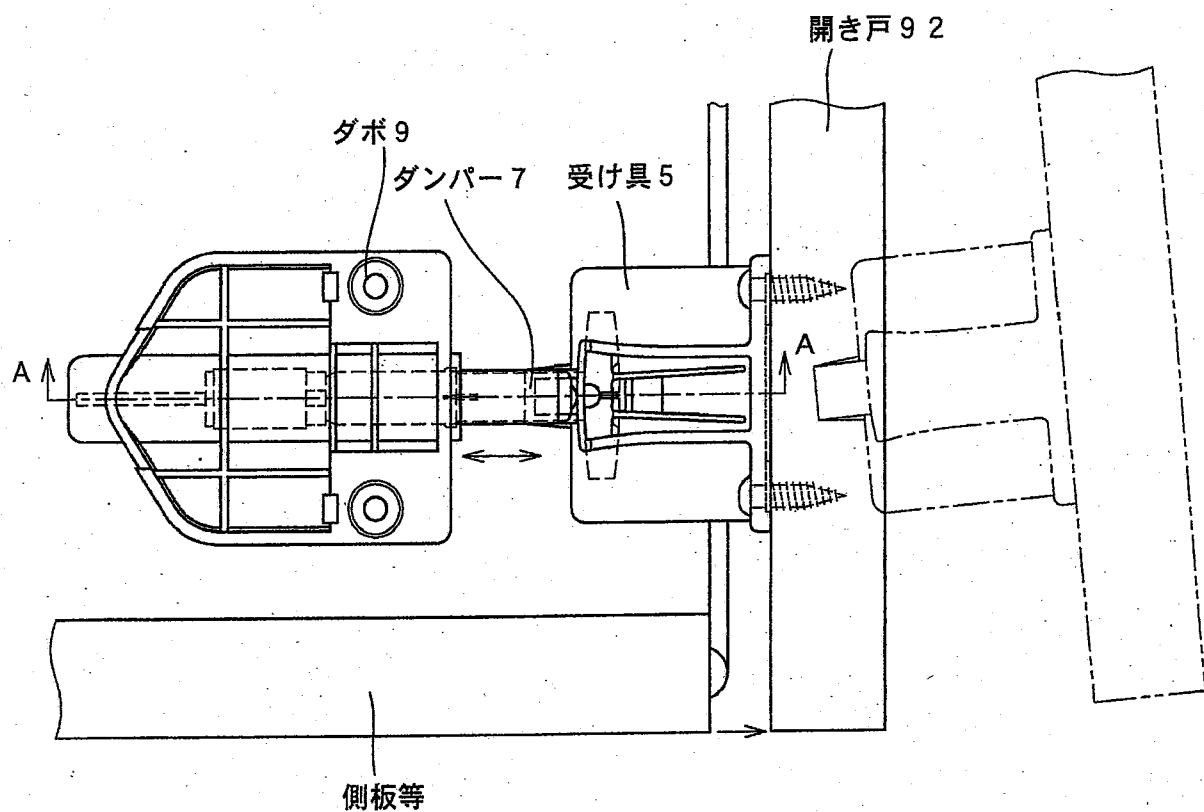
イ号 地震時の断面側面図（A－A断面）



口号 斜視図

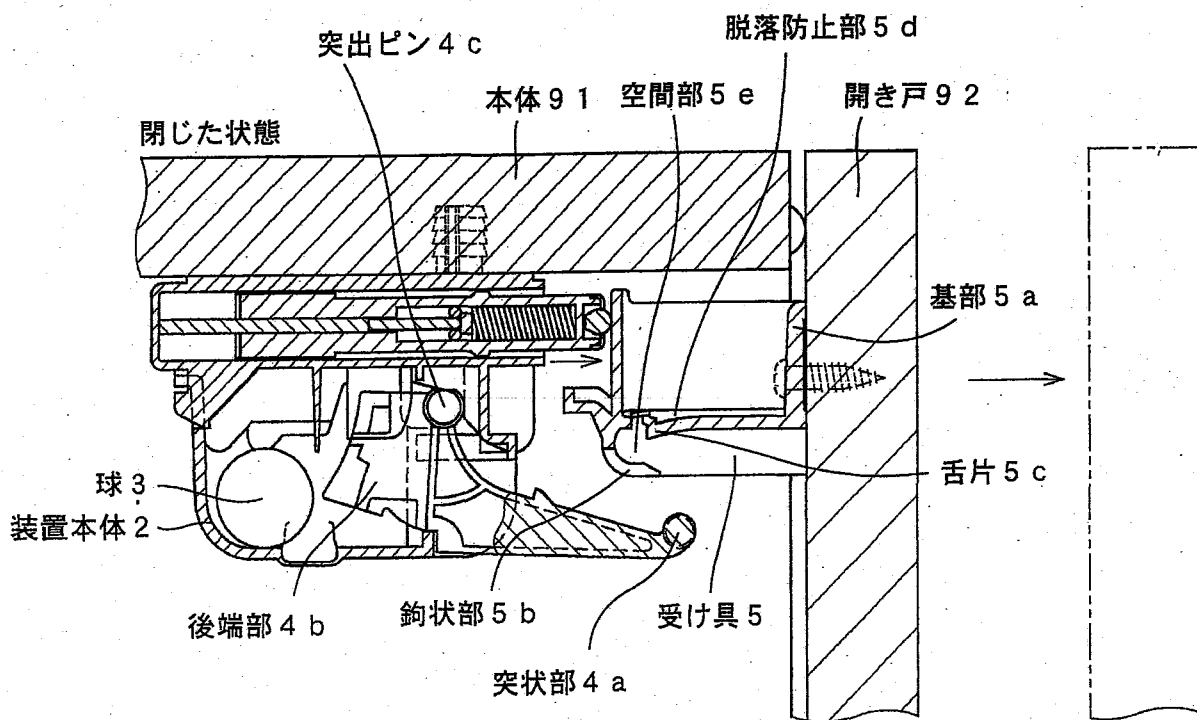
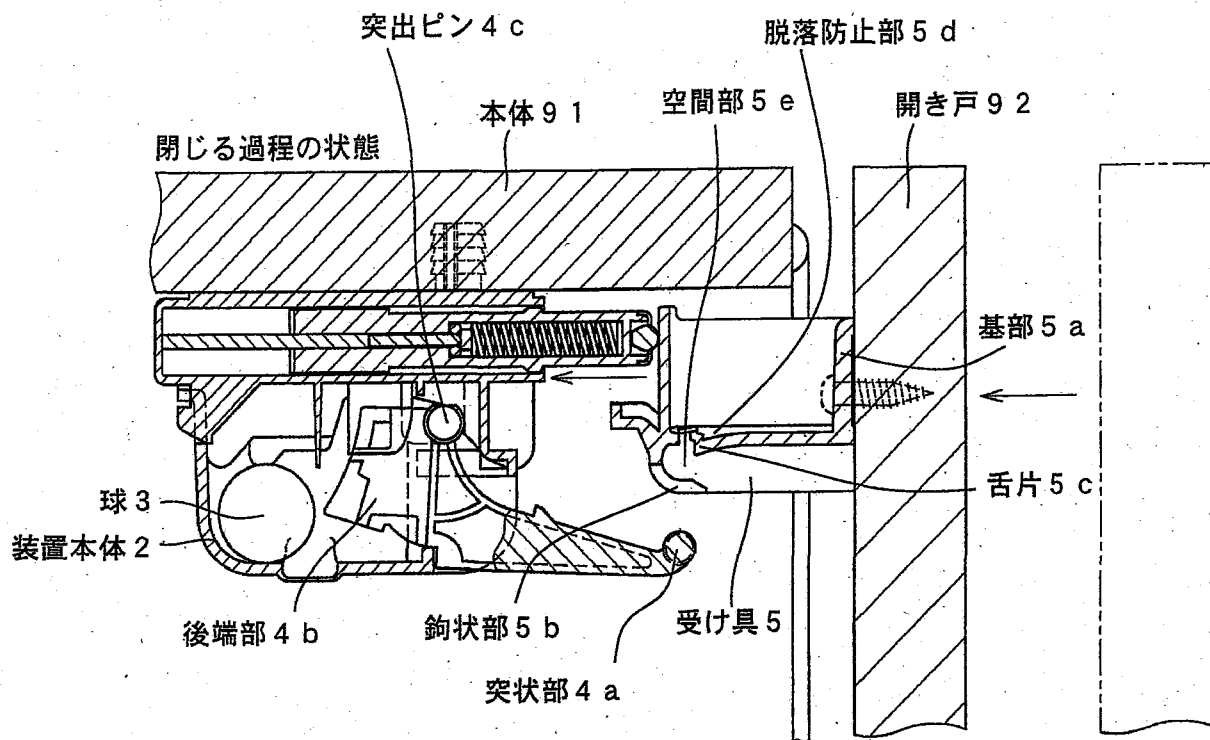


口号 通常使用時の平面図

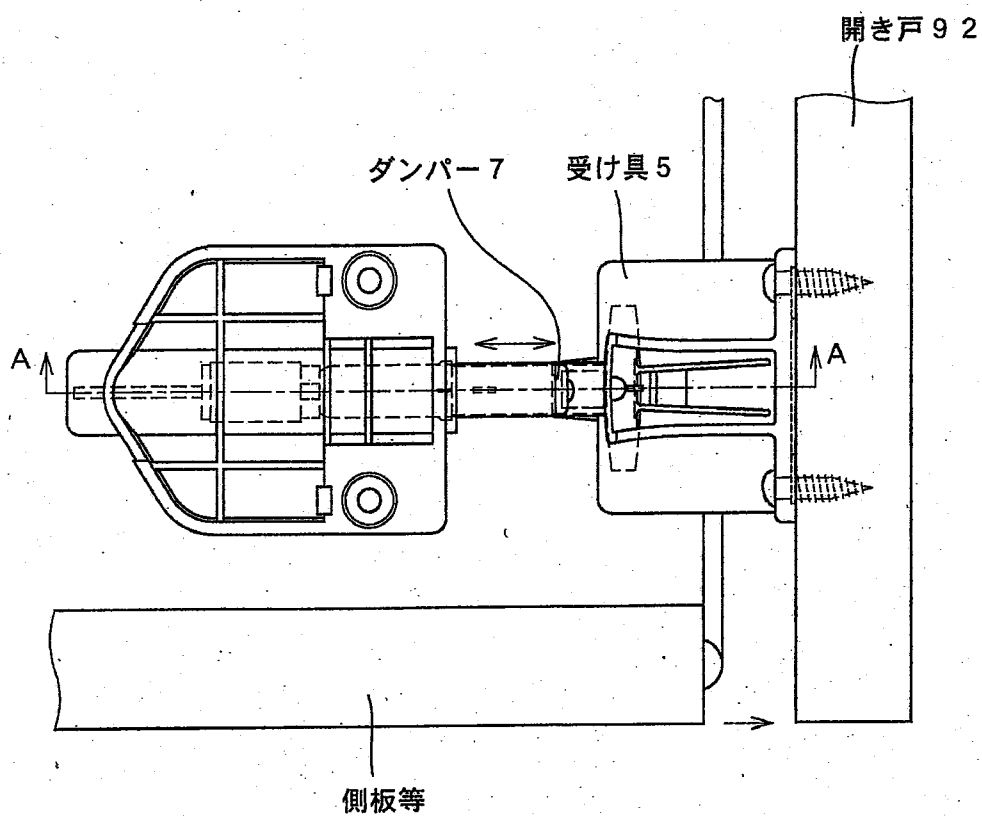


注:「開き戸92」,「側板等」は参考図として図示したものである。

口号 通常使用時の断面側面図（A－A断面）

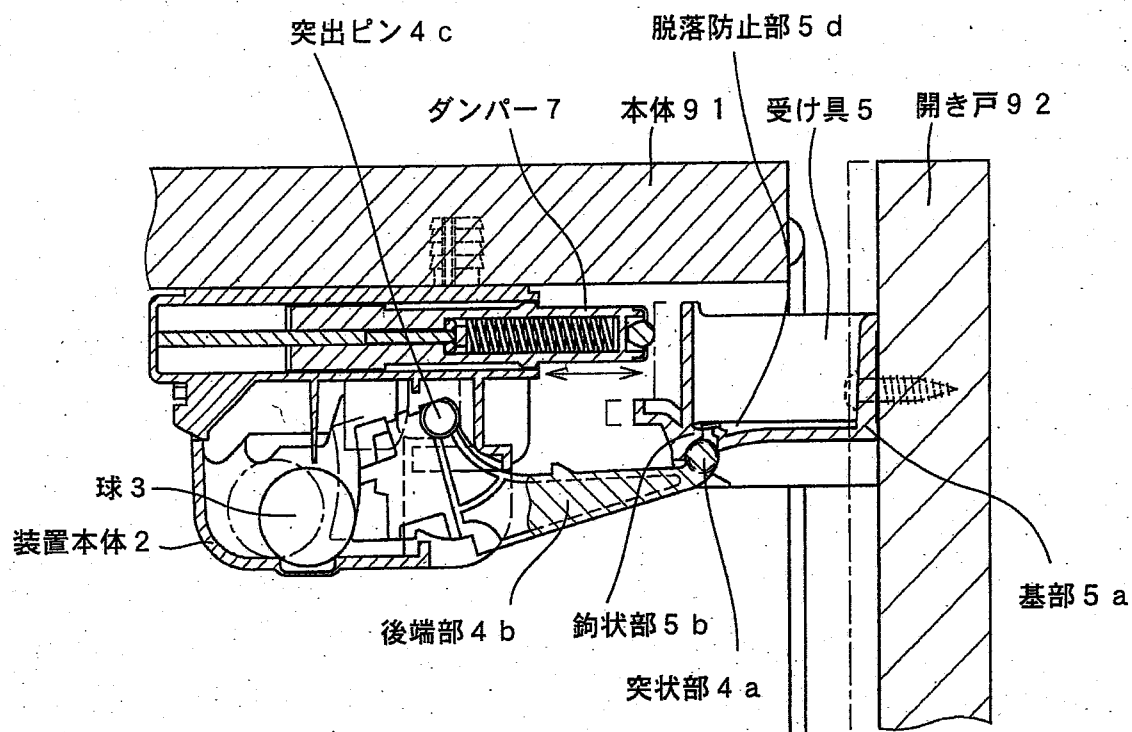


口号 地震時の平面図

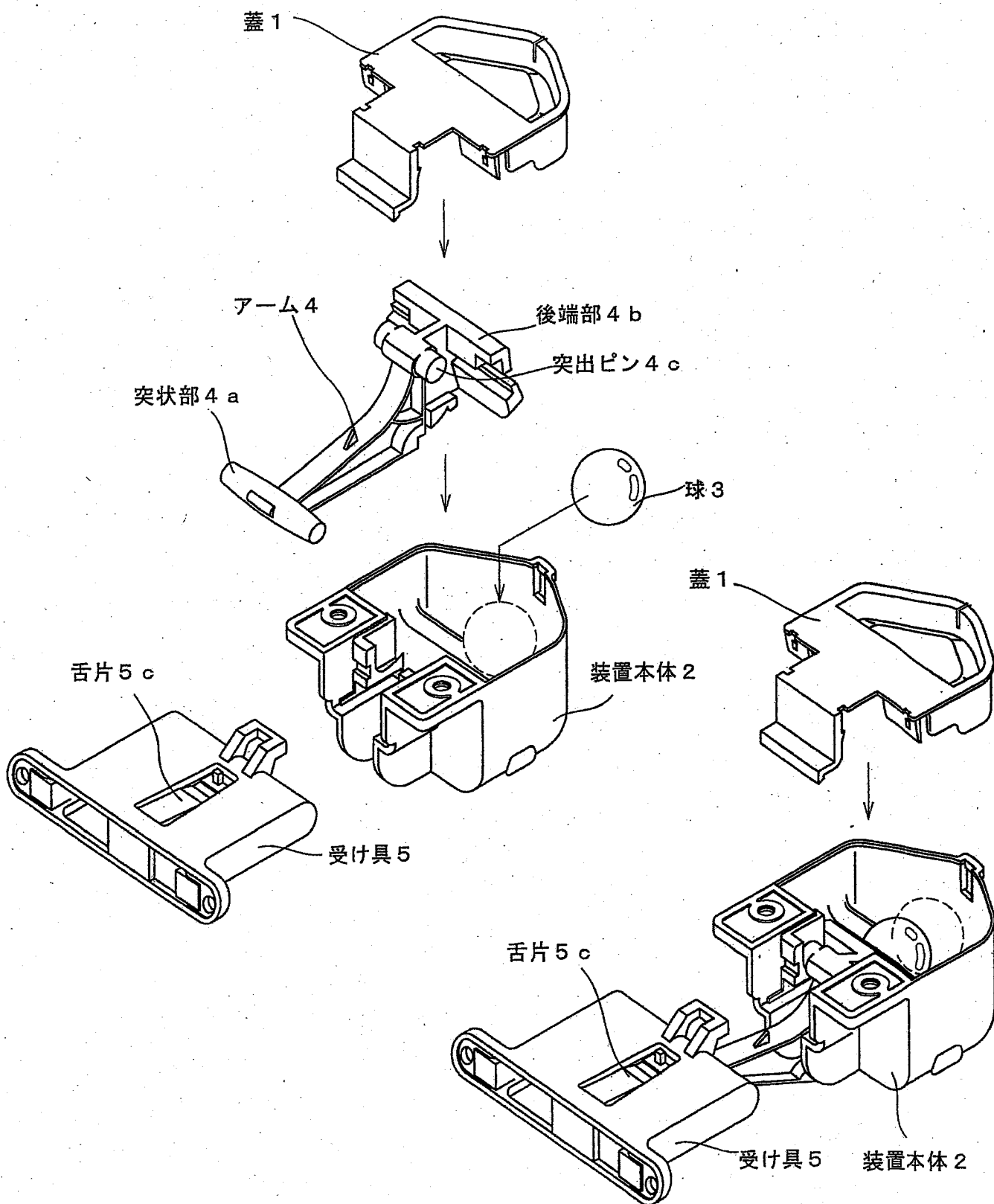


注:「開き戸 9 2」,「側板等」は参考図として図示したものである。

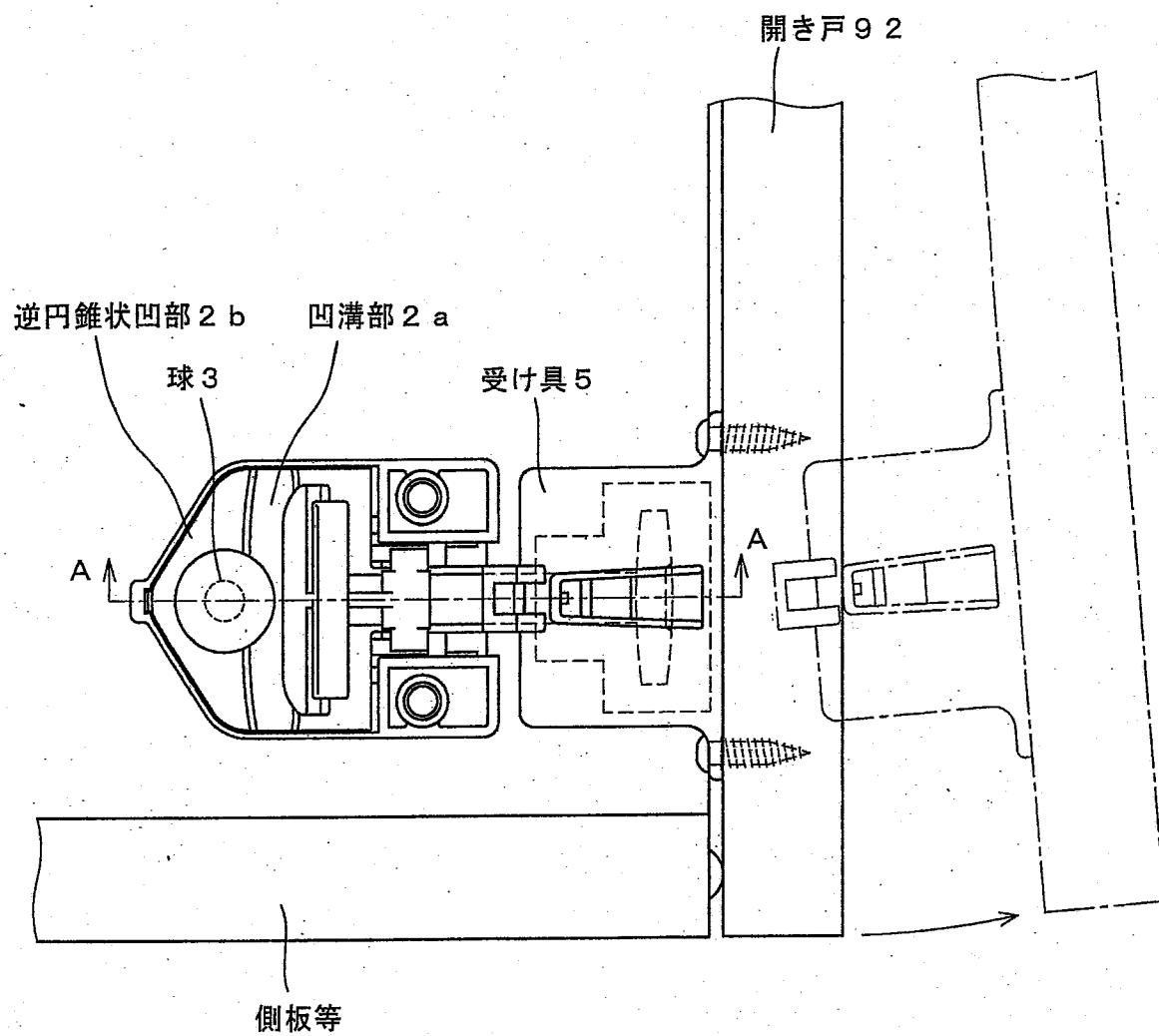
口号 地震時の断面側面図（A－A断面）



ハ号 斜視図

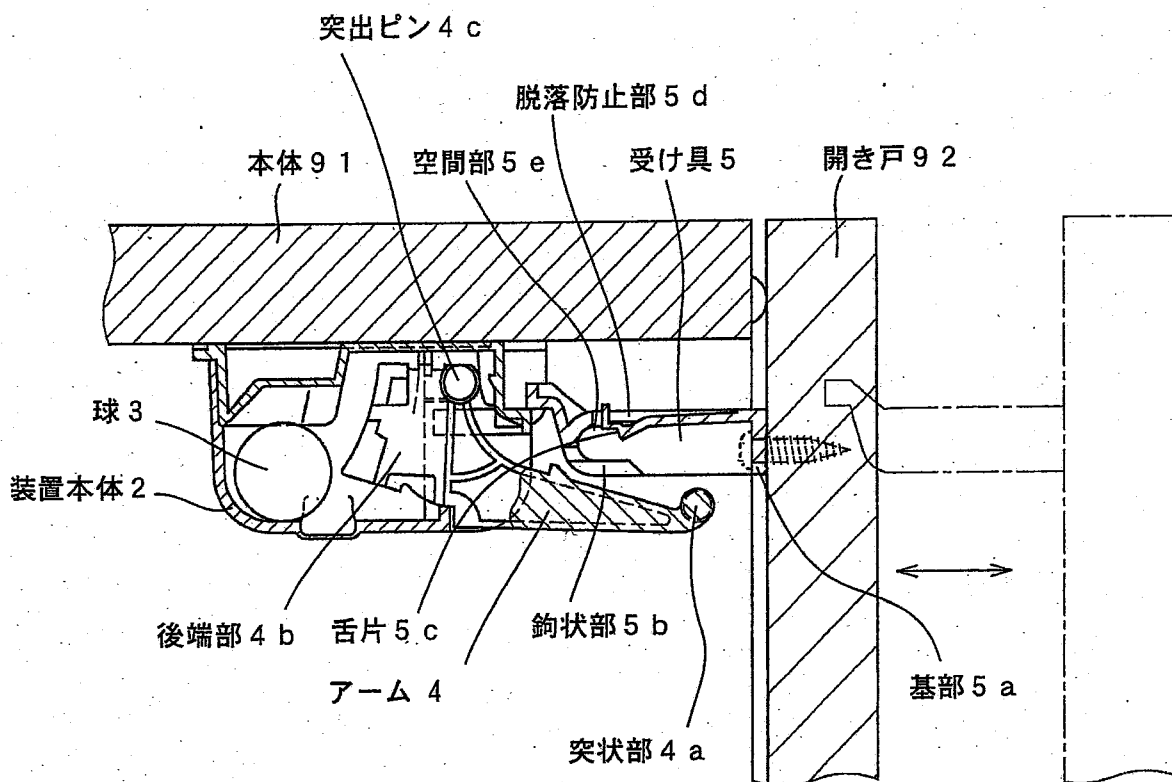


ハ号 通常使用時の平面図

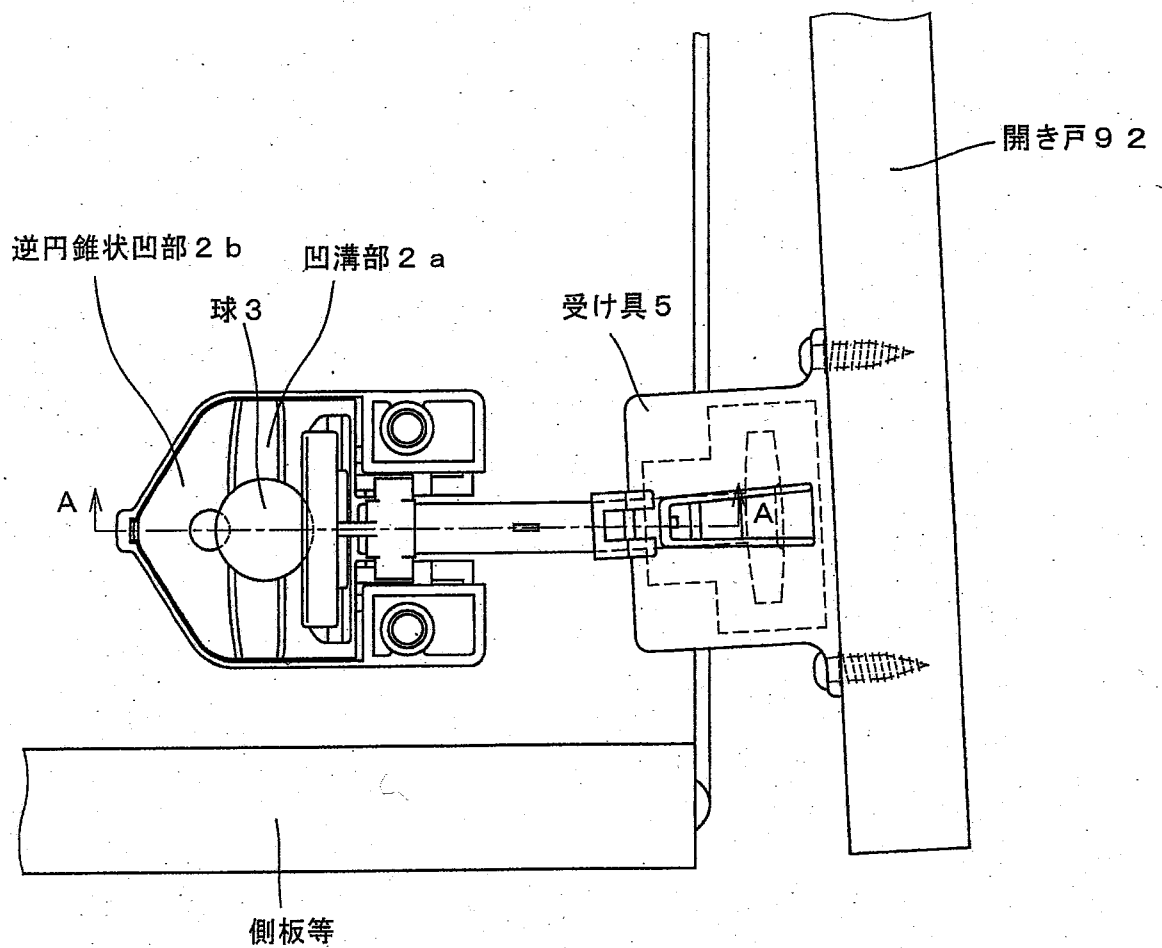


注：「開き戸 9 2」、「側板等」は参考図として図示したものである。

ハ号 通常使用時の断面側面図（A－A断面）

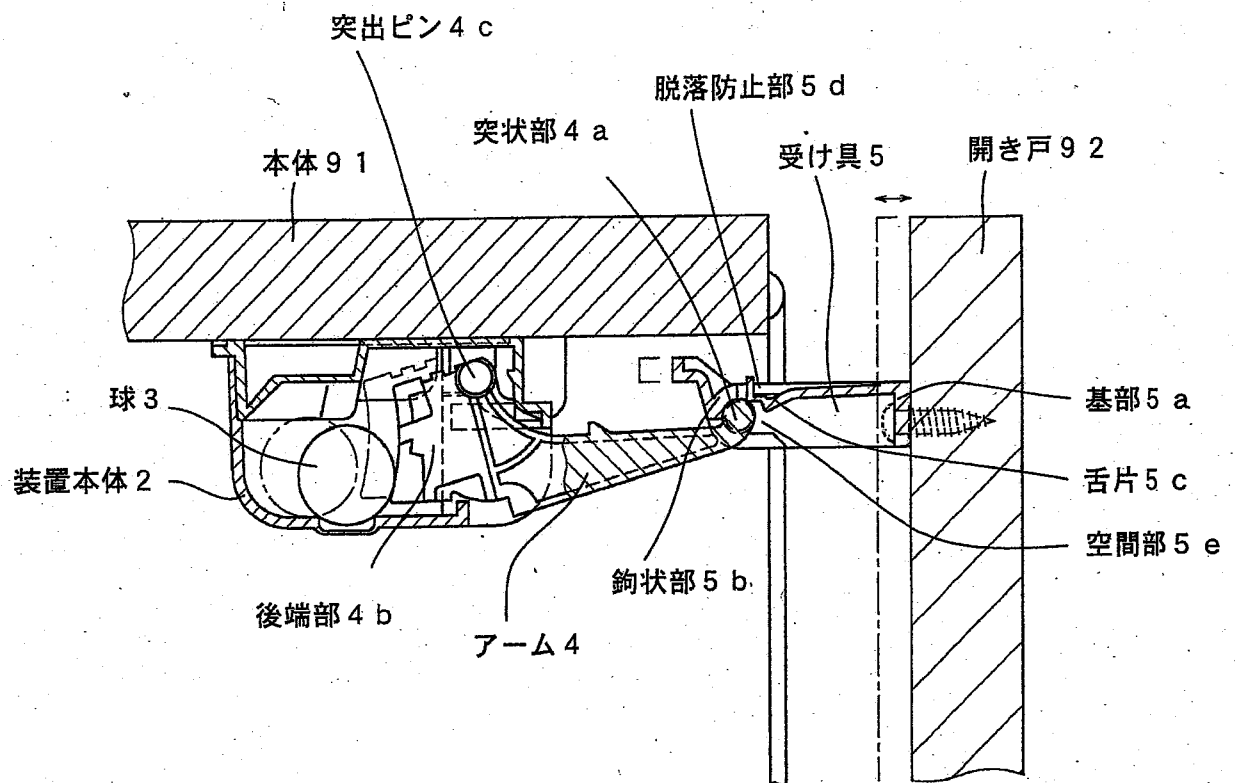


八号 地震時の平面図

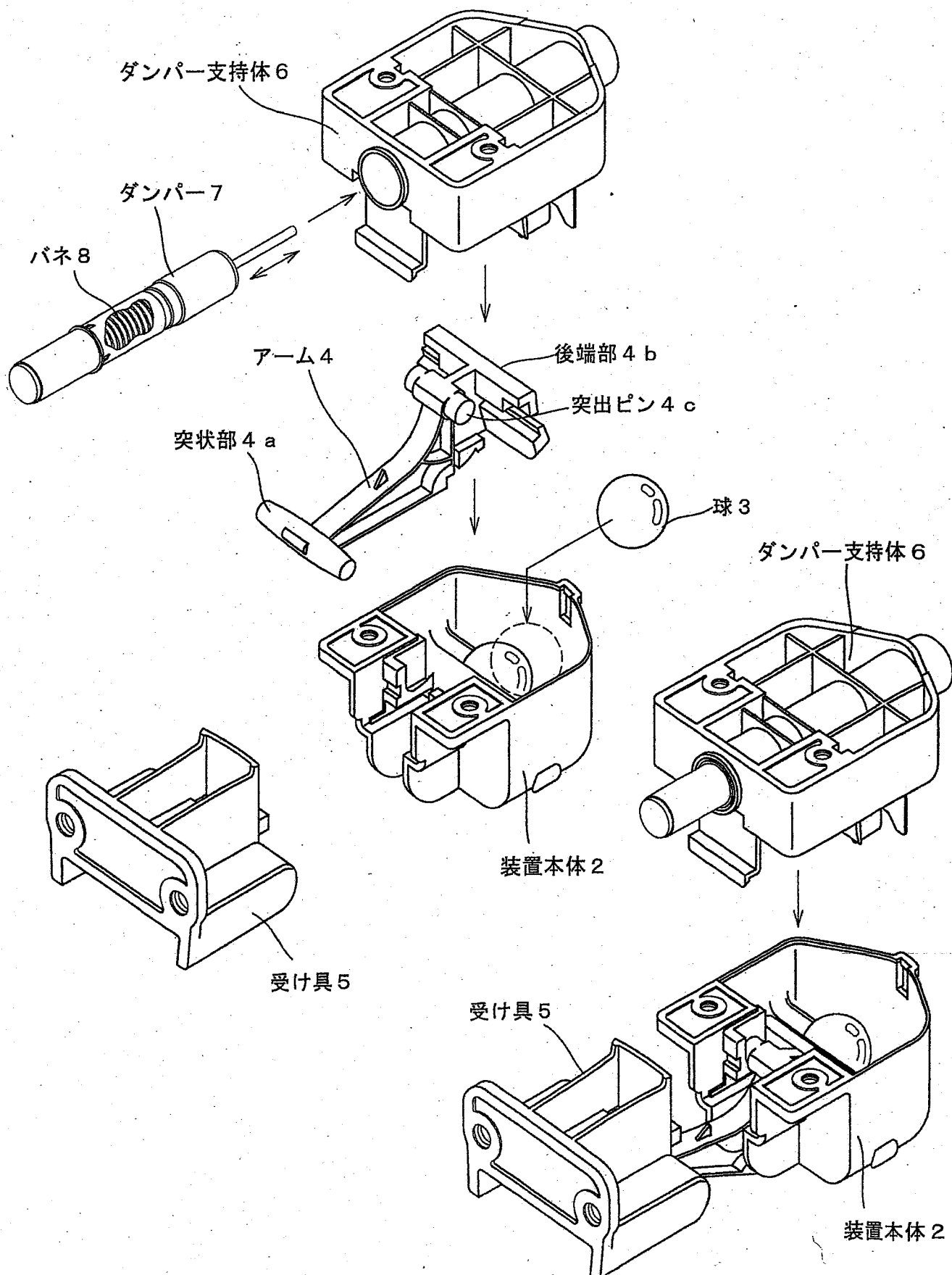


注：「開き戸 9 2」, 「側板等」は参考図として図示したものである。

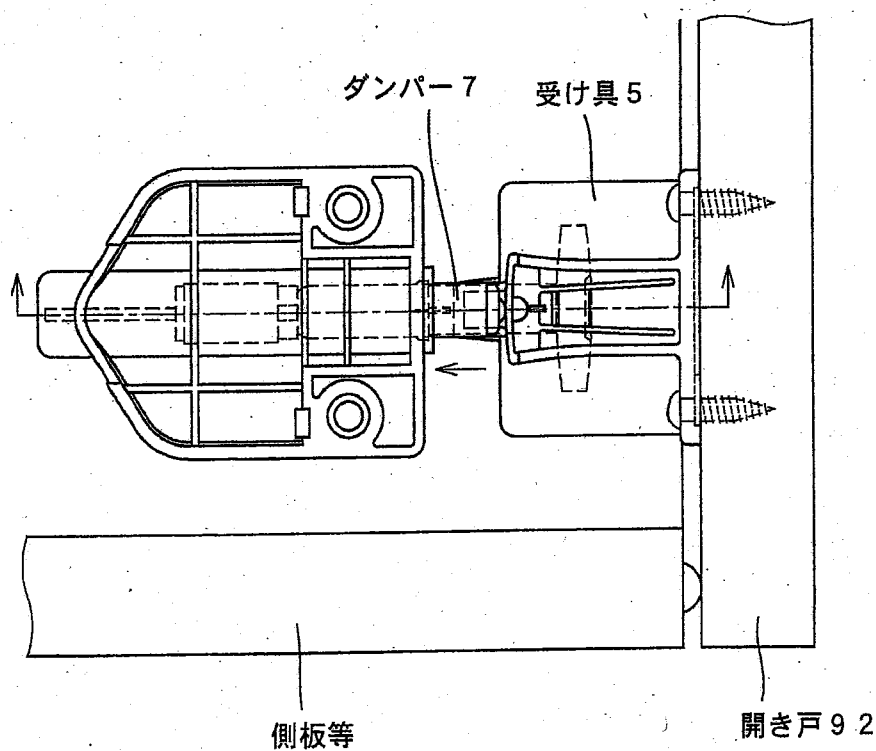
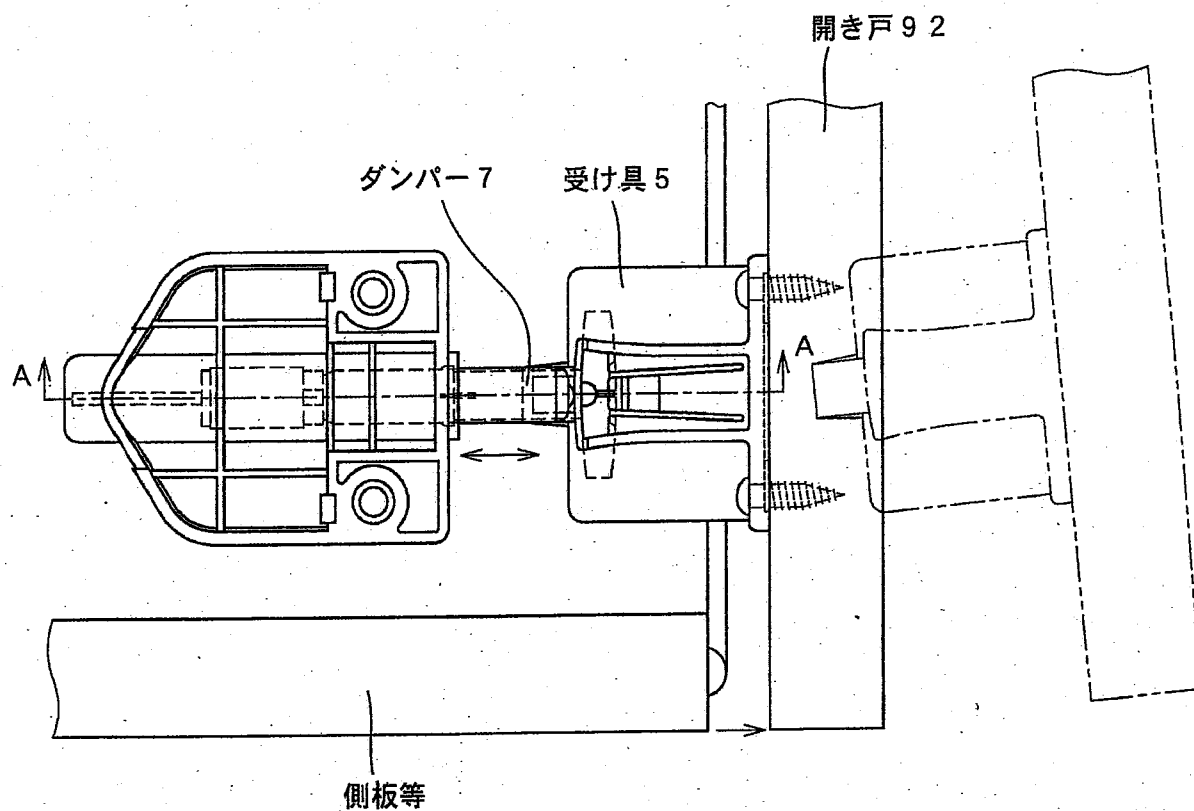
八号 地震時の断面側面図（A－A断面）



二号 斜視図

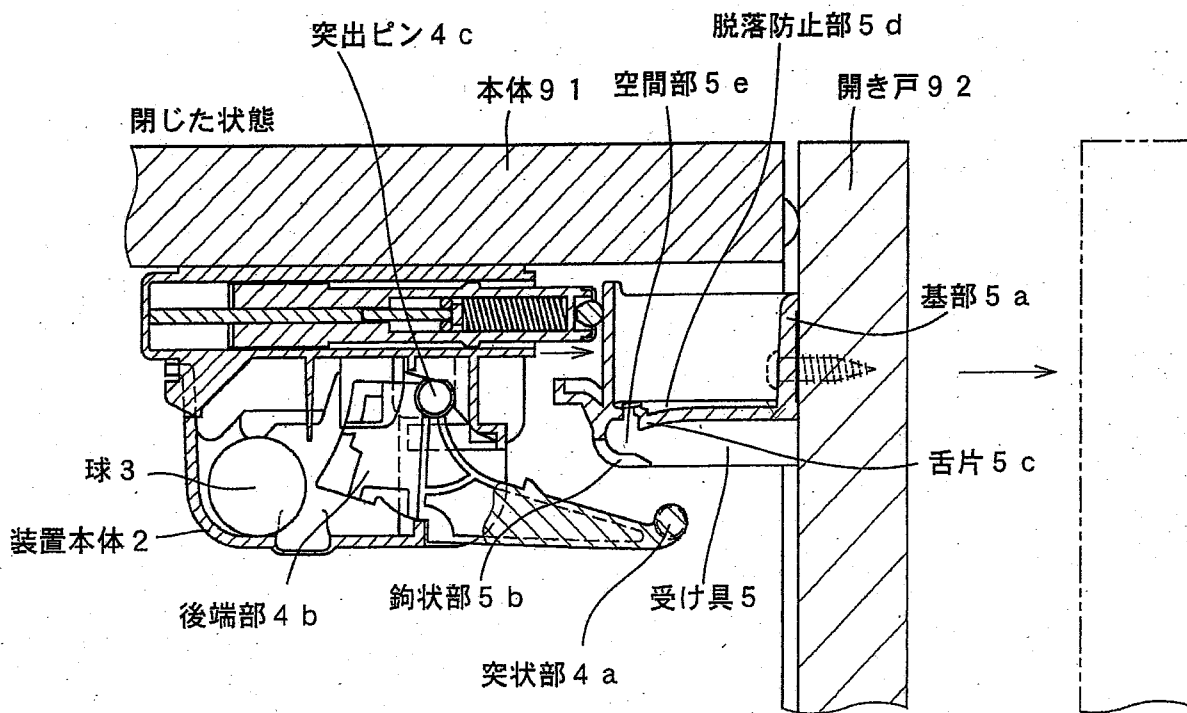
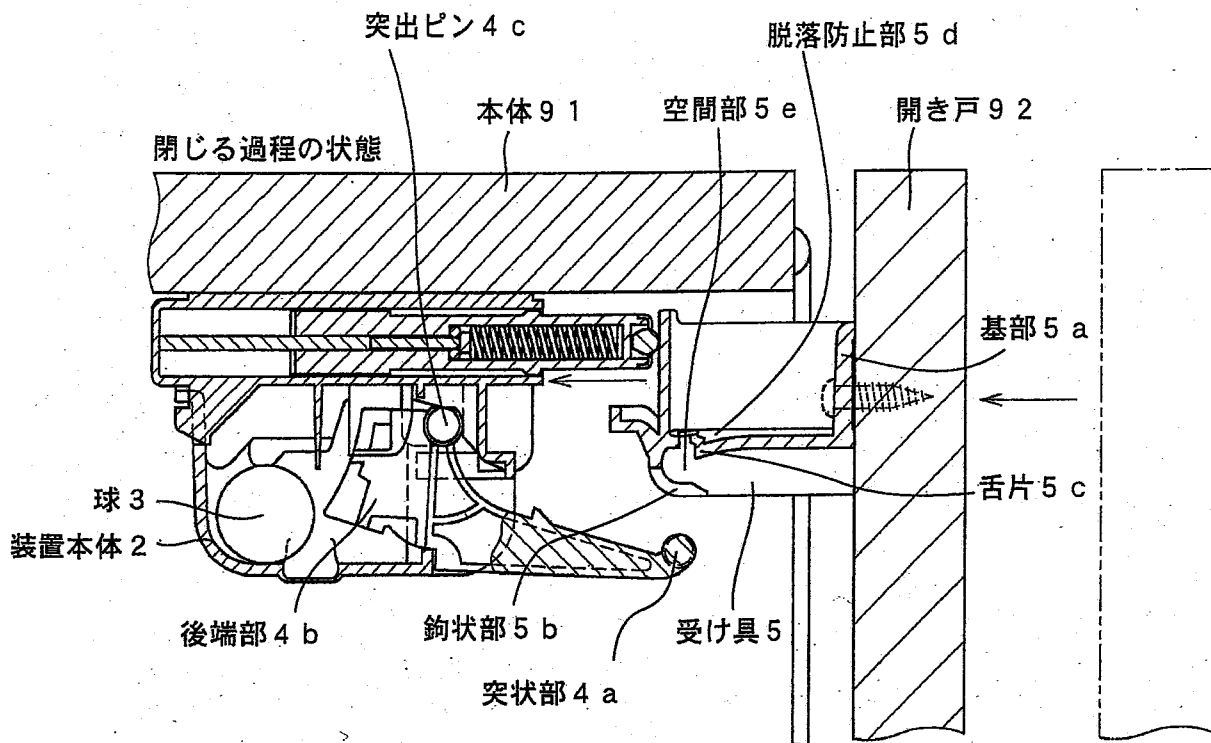


二号 通常使用時の平面図

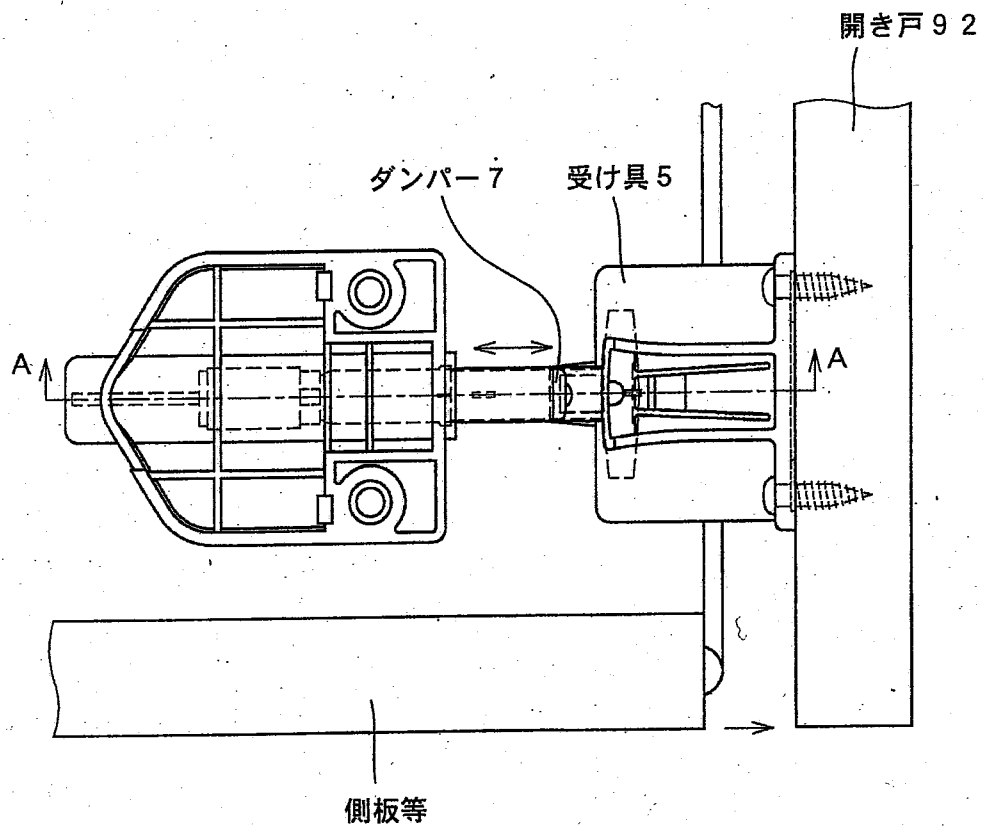


注:「開き戸92」、「側板等」は参考図として図示したものである。

二号 通常使用時の断面側面図（A－A断面）

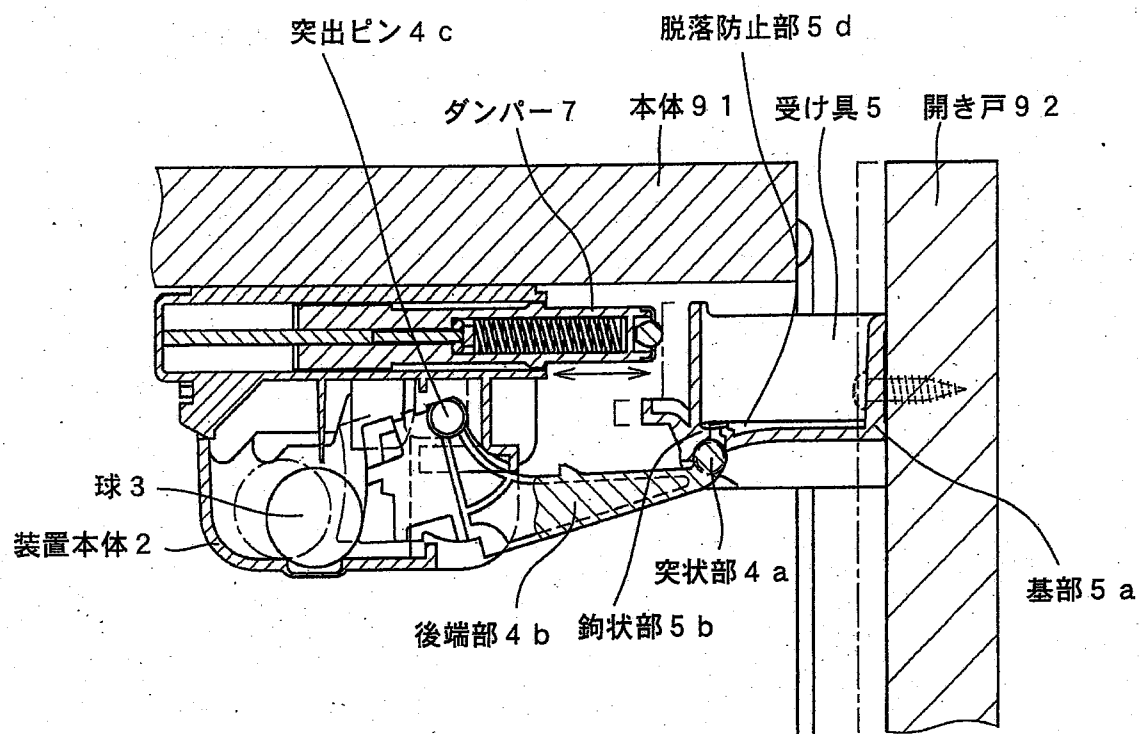


二号 地震時の平面図



注:「開き戸92」,「側板等」は参考図として図示したものである。

二号 地震時の断面側面図（A－A断面）



(別紙) イ号物件の構成に関する当事者の主張

	原告の主張	被告の 認否	被告の主張 (下線部分は原告の主張との相違点)
(1)	イ号は、棚本体(91)、開き戸(92)、蝶番(図示せず)及びロック装置からなるが、その構成部品であるロック装置は、家具又は吊り戸棚の棚本体(91)内に、装置本体(2)がダボ(9)で固定される。	×	イ号を構成するラッチは、家具又は吊り戸棚の本体(91)内に、装置本体(2)がダボ(9)で固定される。
	該ロック装置は、扉等の自由端でない位置の棚本体(91)の天板下面に取り付けられる。	○	
(2)	装置本体(2)には、係止体(4)(係止体と係止手段は以下同じ意味で用いる)が設けられる。	×	装置本体(2)には、アーム(4)が設けられる。
	係止体(4)は、係止部(4a)、後端部(4b)、突出ピン(4c)が一体に形成される。係止体(4)の突出ピン(4c)はわずかに前後動可能にロック装置の装置本体(2)に装着されて、その安定位置から上方に回転可能である。	×	アーム(4)は、突状部(4a)、後端部(4b)、突出ピン(4c)が一体に形成され、装置本体(2)に突出ピン(4c)で支持され、安定位置から上方に動き可能である。
(3)	装置本体(2)には、球(3)が設けられ、	○	
	球(3)を載置する底面には、凹溝部(2a)と逆円錐状凹部(2b)が設けられ、球(3)は通常時には逆円錐状凹部(2b)に位置している	○	
	が、地震時には地震のゆれの力で逆円錐状凹部(2b)から、凹溝部(2a)に落下する。地震時には、地震のゆれの力で係止体(4)は(その重心が軸より下方にあるため)自ら回転し、その係止部(4a)が上昇した位置であるロック位置に移動する。すなわち、地震のゆれの力は係止体(4)に直接作用して、これを回転させ、安定位置からロック位置に移動させる一方、球(3)を動かして、その動きで係止体(4)の後端部(4b)を押して、係止体(4)の回転を補助し、ロック位置に移動させる。	×	球(3)は、ゆれに伴い装置本体(2)内で不定方向に移動可能であり、一定以上のゆれにより逆円錐状凹部(2b)から、凹溝部(2a)に落ち込み、アーム(4)の後部を押すことにより、アーム(4)は上方に動く。
(4)	開き戸(92)に係止具(5)が固定され、	×	開き戸(92)に受け具(5)が固定され、
	ゆれの無い状態では、開き戸(92)はその係止具(5)と装置本体(2)の係止体(4)に係合することなく自由に開閉できる。係止体(4)は、その先端の係止部(4a)が下降した状態、すなわち突出ピン(4c)を中心としてその重力により安定位置にある。	×	ゆれの無い状態では、開き戸(92)はその受け具(5)と装置本体(2)のアーム(4)に係合することなく自由に開閉できる。アーム(4)は、その先端の突状部(4a)が下降した状態、すなわち突出ピン(4c)を中心としてその重力により安定位置にある。
	係止具(5)は、基部(5a)、先端の鉤状部(5b)及び弾性片(5c)を有し、係止体(4)が上方に回転し、開き戸(92)がわずかに開かれることにより、その係止部(4a)が、鉤状部(5b)と弾性片(5c)と脱落防止部(5d)で形成される空間部(5e)に遊嵌されて、係止具(5)に係合される。 わずかに開かれたロック状態においては、開き戸(92)は、係止部(4a)が係止具(5)に係合されることによって、ロック位置からそれ以上開く動きが封殺される。突出ピン(4c)は、装置本体(2)にわずかに前後動可能である(これは解除操作時に球(3)を凹溝部(2a)から後方に押し上げるためである)から、その動きしろ分及び係止部(4a)と弾性片(5c)の遊び分だけ往復動可能となるが、閉じられることの無いロック状態である。 開き戸(92)の上記ロック状態を解除するには、開き戸(92)を閉止方向に弾性片(5c)の開方向抵抗以上の力で押し、それにより、係止部(4a)が鉤状部(5b)と脱落防止部(5d)との間隙を通過して空間部(5e)より脱離し、係止体(4)の係止部(4a)が下降することによってロック状態が解除される。	×	受け具(5)は、基部(5a)、先端の鉤状部(5b)及び舌片(5c)を有し、球(3)がアーム後端部(4b)を押し続けることによってアーム(4)が上方に動いた位置を保持し、そのままの状態が開き戸(92)が開かれることにより、その突状部(4a)が、鉤状部(5b)と舌片(5c)と脱落防止部(5d)で形成される空間部(5e)に遊嵌されて、受け具(5)に係合される。 ロック状態においては、開き戸(92)は、突状部(4a)が受け具(5)に係合されることによって、ロック位置からそれ以上開く動きが封殺されるが、突出ピン(4c)の遊び分及び突状部(4a)と舌片(5c)との隙間分だけ往復動可能となるロック状態を維持する。 開き戸(92)の上記のロック状態を解除するには、開き戸(92)を閉止方向に舌片(5c)の戻り抵抗以上の力で押し、それにより、突状部(4a)が鉤状部(5b)と脱落防止部(5d)との間隙を通過して空間部(5e)より脱離し、アーム(4)の突状部(4a)が下降することによってロック状態が解除される。

(別紙) ロ号物件の構成に関する当事者の主張

	原告の主張	被告の 認否	被告の主張 (下線部分は原告の主張との相違点)
(1)	ロ号は、棚本体(91)、開き戸(92)、蝶番(図示せず)及びロック装置からなるが、その構成部品であるロック装置は、家具又は吊り戸棚の棚本体(91)内に、装置本体(2)がダボ(9)で固定される。 該ロック装置は、扉等の自由端でない位置の棚本体(91)の天板下面に取り付けられる。	×	ロ号を構成するラッチは、家具又は吊り戸棚の本体(91)内に、装置本体(2)がダボ(9)で固定される。
(2)	装置本体(2)には、係止体(4)(係止体と係止手段は以下同じ意味で用いる)が設けられる。 係止体(4)は、係止部(4a)、後端部(4b)、突出ピン(4c)が一体に形成される。係止体(4)の突出ピン(4c)はわずかに前後動可能にロック装置の装置本体(2)に装着されて、その安定位置から上方に回転可能である。	×	装置本体(2)には、アーム(4)が設けられる。
(3)	装置本体(2)には、球(3)が設けられ、 球(3)を載置する底面には、凹溝部(2a)と逆円錐状凹部(2b)が設けられ、球(3)は通常時には逆円錐状凹部(2b)に位置している が、地震時には地震のゆれの力で逆円錐状凹部(2b)から、凹溝部(2a)に落下する。地震時には、地震のゆれの力で係止体(4)は(その重心が軸より下方にあるため)自ら回転し、その係止部(4a)が上昇した位置であるロック位置に移動する。すなわち、地震のゆれの力は係止体(4)に直接作用して、これを回転させ、安定位置からロック位置に移動させる一方、球(3)を動かして、その動きで係止体(4)の後端部(4b)を押して、係止体(4)の回転を補助し、ロック位置に移動させる。	○	
(4)	開き戸(92)に係止具(5)が固定され、 ゆれの無い状態では、開き戸(92)はその係止具(5)と装置本体(2)の係止体(4)に係合することなく自由に開閉できる。係止体(4)は、その先端の係止部(4a)が下降した状態、すなわち突出ピン(4c)を中心としてその重力により安定位置にある。 係止具(5)は、基部(5a)、先端の鉤状部(5b)及び弾性片(5c)を有し、係止体(4)が上方に回転し、開き戸(92)がわずかに開かれることにより、その係止部(4a)が、鉤状部(5b)と弾性片(5c)と脱落防止部(5d)で形成される空間部(5e)に遊嵌されて、係止具(5)に係合される。 わずかに開かれたロック状態においては、開き戸(92)は、係止部(4a)が係止具(5)に係合されることによって、ロック位置からそれ以上開く動きが封殺される。突出ピン(4c)は、装置本体(2)にわずかに前後動可能である(これは解除操作時に球(3)を凹溝部(2a)から後方に押し上げるためである)から、その動きしる分及び係止部(4a)と弾性片(5c)の遊び分だけ往復動可能となるが、閉じられることのないロック状態である。 開き戸(92)の上記ロック状態を解除するには、開き戸(92)を閉止方向に弾性片(5c)の開方向抵抗以上の力で押し、それにより、係止部(4a)が鉤状部(5b)と脱落防止部(5d)との間隙を通過して空間部(5e)より脱落し、係止体(4)の係止部(4a)が下降することによってロック状態が解除される。	×	開き戸(92)に受け具(5)が固定され、 ゆれの無い状態では、開き戸(92)はその受け具(5)と装置本体(2)のアーム(4)に係合することなく自由に開閉できる。アーム(4)は、その先端の突状部(4a)が下降した状態、すなわち突出ピン(4c)を中心としてその重力により安定位置にある。 受け具(5)は、基部(5a)、先端の鉤状部(5b)及び舌片(5c)を有し、球(3)がアーム後端部(4b)を押し続けることによってアーム(4)が上方に動いた位置を保持し、そのままの状態が開き戸(92)が開かれることにより、その突状部(4a)が、鉤状部(5b)と舌片(5c)と脱落防止部(5d)で形成される空間部(5e)に遊嵌されて、受け具(5)に係合される。 ロック状態においては、開き戸(92)は、突状部(4a)が受け具(5)に係合されることによって、ロック位置からそれ以上開く動きが封殺されるが、突出ピン(4c)の遊び分及び突状部(4a)と舌片(5c)との隙間分だけ往復動可能となるロック状態を維持する。 開き戸(92)の上記のロック状態を解除するには、開き戸(92)を閉止方向に舌片(5c)の戻り抵抗以上の力で押し、それにより、突状部(4a)が鉤状部(5b)と脱落防止部(5d)との間隙を通過して空間部(5e)より脱落し、アーム(4)の突状部(4a)が下降することによってロック状態が解除される。
(5)	次に装置本体(2)の上部には、ダンパー(7)がダンパー支持体(6)に支持されて装着され、該ダンパー(7)は開き戸(92)が閉じられる際に係止具(5)の正面に当たって開き戸(92)の閉じる動きを緩衝するものである。	×	次に装置本体(2)の上部には、ダンパー(7)がダンパー支持体(6)に支持されて装着され、該ダンパー(7)は開き戸(92)が閉じられる際に受け具(5)の正面に当たって開き戸(92)の閉じる動きを緩衝するものである。

(別紙) ハ号物件の構成に関する当事者の主張

	原告の主張	被告の 認否	被告の主張 (下線部分は原告の主張との相違点)
(1)	ハ号は、棚本体(91)、開き戸(92)、蝶番(図示せず)及びロック装置からなるが、その構成部品であるロック装置は、家具又は吊り戸棚の棚本体(91)内に、装置本体(2)がネジ(9)で固定される。	×	ハ号を構成するラッチは、家具又は吊り戸棚の本体(91)内に、装置本体(2)がネジ(9)で固定される。
	該ロック装置は、扉等の自由端でない位置の棚本体(91)の天板下面に取り付けられる。	○	
(2)	装置本体(2)には、係止体(4)(係止体と係止手段は以下同じ意味で用いる)が設けられる。	×	装置本体(2)には、アーム(4)が設けられる。
	係止体(4)は、係止部(4a)、後端部(4b)、突出ピン(4c)が一体に形成される。係止体(4)の突出ピン(4c)はわずかに前後動可能にロック装置の装置本体(2)に装着されて、その安定位置から上方に回転可能である。	×	アーム(4)は、突状部(4a)、後端部(4b)、突出ピン(4c)が一体に形成され、装置本体(2)に突出ピン(4c)で支持され、安定位置から上方に動き可能である。
(3)	装置本体(2)には、球(3)が設けられ、	○	
	球(3)を載置する底面には、凹溝部(2a)と逆円錐状凹部(2b)が設けられ、球(3)は通常時には逆円錐状凹部(2b)に位置している	○	
	が、地震時には地震のゆれの力で逆円錐状凹部(2b)から、凹溝部(2a)に落下する。地震時には、地震のゆれの力で係止体(4)は(その重心が軸より下方にあるため)自ら回転し、その係止部(4a)が上昇した位置であるロック位置に移動する。すなわち、地震のゆれの力は係止体(4)に直接作用して、これを回転させ、安定位置からロック位置に移動させる一方、球(3)を動かして、その動きで係止体(4)の後端部(4b)を押して、係止体(4)の回転を補助し、ロック位置に移動させる。	×	球(3)は、ゆれに伴い装置本体(2)内で不定方向に移動可能であり、一定以上のゆれにより逆円錐状凹部(2b)から、凹溝部(2a)に落ち込み、アーム(4)の後部を押すことにより、アーム(4)は上方に動く。
(4)	開き戸(92)に係止具(5)が固定され、	×	開き戸(92)に受け具(5)が固定され、
	ゆれの無い状態では、開き戸(92)はその係止具(5)と装置本体(2)の係止体(4)に係合することなく自由に開閉できる。係止体(4)は、その先端の係止部(4a)が下降した状態、すなわち突出ピン(4c)を中心としてその重力により安定位置にある。	×	ゆれの無い状態では、開き戸(92)はその受け具(5)と装置本体(2)のアーム(4)に係合することなく自由に開閉できる。アーム(4)は、その先端の突状部(4a)が下降した状態、すなわち突出ピン(4c)を中心としてその重力により安定位置にある。
	係止具(5)は、基部(5a)、先端の鉤状部(5b)及び弾性片(5c)を有し、係止体(4)が上方に回転し、開き戸(92)がわずかに開かれることにより、その係止部(4a)が、鉤状部(5b)と弾性片(5c)と脱落防止部(5d)で形成される空間部(5e)に遊嵌されて、係止具(5)に係合される。		受け具(5)は、基部(5a)、先端の鉤状部(5b)及び舌片(5c)を有し、球(3)がアーム後端部(4b)を押し続けることによってアーム(4)が上方に動いた位置を保持し、そのままの状態が開き戸(92)が開かれることにより、その突状部(4a)が、鉤状部(5b)と舌片(5c)と脱落防止部(5d)で形成される空間部(5e)に遊嵌されて、受け具(5)に係合される。
	わずかに開かれたロック状態においては、開き戸(92)は、係止部(4a)が係止具(5)に係合されることによって、ロック位置からそれ以上開く動きが封殺される。突出ピン(4c)は、装置本体(2)にわずかに前後動可能である(これは解除操作時に球(3)を凹溝部(2a)から後方に押し上げるためである)から、その動きしる分及び係止部(4a)と弾性片(5c)の遊び分だけ往復動可能となるが、閉じられることのないロック状態である。	×	ロック状態においては、開き戸(92)は、突状部(4a)が受け具(5)に係合されることによって、ロック位置からそれ以上開く動きが封殺されるが、突出ピン(4c)の遊び分及び突状部(4a)と舌片(5c)との隙間分だけ往復動可能となるロック状態を維持する。
	開き戸(92)の上記ロック状態を解除するには、開き戸(92)を閉止方向に弾性片(5c)の開方向抵抗以上の力で押し、それにより、係止部(4a)が鉤状部(5b)と脱落防止部(5d)との間隙を通過して空間部(5e)より脱落し、係止体(4)の係止部(4a)が下降することによってロック状態が解除される。		開き戸(92)の上記のロック状態を解除するには、開き戸(92)を閉止方向に舌片(5c)の戻り抵抗以上の力で押し、それにより、突状部(4a)が鉤状部(5b)と脱落防止部(5d)との間隙を通過して空間部(5e)より脱落し、アーム(4)の突状部(4a)が下降することによってロック状態が解除される。

(別紙) 二号物件の構成に関する当事者の主張

	原告の主張	被告の 認否	被告の主張 (下線部分は原告の主張との相違点)
(1)	二号は、棚本体(91)、開き戸(92)、蝶番(図示せず)及びロック装置からなるが、その構成部品であるロック装置は、家具又は吊り戸棚の棚本体(91)内に、装置本体(2)がネジ(9)で固定される。 該ロック装置は、扉等の自由端でない位置の棚本体(91)の天板下面に取り付けられる。	×	二号を構成するラッチは、家具又は吊り戸棚の本体(91)内に、装置本体(2)がネジ(9)で固定される。
(2)	装置本体(2)には、係止体(4)(係止体と係止手段は以下同じ意味で用いる)が設けられる。 係止体(4)は、係止部(4a)、後端部(4b)、突出ピン(4c)が一体に形成される。係止体(4)の突出ピン(4c)はわずかに前後動可能にロック装置の装置本体(2)に装着されて、その安定位置から上方に回動可能である。	×	装置本体(2)には、アーム(4)が設けられる。 アーム(4)は、突状部(4a)、後端部(4b)、突出ピン(4c)が一体に形成され、装置本体(2)に突出ピン(4c)で支持され、安定位置から上方に動き可能である。
(3)	装置本体(2)には、球(3)が設けられ、 球(3)を載置する底面には、凹溝部(2a)と逆円錐状凹部(2b)が設けられ、球(3)は通常時には逆円錐状凹部(2b)に位置している が、地震時には地震のゆれの力で逆円錐状凹部(2b)から、凹溝部(2a)に落下する。地震時には、地震のゆれの力で係止体(4)は(その重心が軸より下方にあるため)自ら回動し、その係止部(4a)が上昇した位置であるロック位置に移動する。すなわち、地震のゆれの力は係止体(4)に直接作用して、これを回動させ、安定位置からロック位置に移動させる一方、球(3)を動かして、その動きで係止体(4)の後端部(4b)を押して、係止体(4)の回動を補助し、ロック位置に移動させる。	○	球(3)は、ゆれに伴い装置本体(2)内で不定方向に移動可能であり、一定以上のゆれにより逆円錐状凹部(2b)から、凹溝部(2a)に落ち込み、アーム(4)の後部を押すことにより、アーム(4)は上方に動く。
(4)	開き戸(92)に係止具(5)が固定され、 ゆれの無い状態では、開き戸(92)はその係止具(5)と装置本体(2)の係止体(4)に係合することなく自由に開閉できる。係止体(4)は、その先端の係止部(4a)が下降した状態、すなわち突出ピン(4c)を中心としてその重力により安定位置にある。 係止具(5)は、基部(5a)、先端の鉤状部(5b)及び弾性片(5c)を有し、係止体(4)が上方に回動し、開き戸(92)がわずかに開かれることにより、その係止部(4a)が、鉤状部(5b)と弾性片(5c)と脱落防止部(5d)で形成される空間部(5e)に遊嵌されて、係止具(5)に係合される。 わずかに開かれたロック状態においては、開き戸(92)は、係止部(4a)が係止具(5)に係合されることによって、ロック位置からそれ以上開く動きが封殺される。突出ピン(4c)は、装置本体(2)にわずかに前後動可能である(これは解除操作時に球(3)を凹溝部(2a)から後方に押し上げるためである)から、その動きしる分及び係止部(4a)と弾性片(5c)の遊び分だけ往復動可能となるが、閉じられることのないロック状態である。 開き戸(92)の上記ロック状態を解除するには、開き戸(92)を閉止方向に弾性片(5c)の開方向抵抗以上の力で押し、それにより、係止部(4a)が鉤状部(5b)と脱落防止部(5d)との間隙を通過して空間部(5e)より脱離し、係止体(4)の係止部(4a)が下降することによってロック状態が解除される。	×	開き戸(92)に受け具(5)が固定され、 ゆれの無い状態では、開き戸(92)はその受け具(5)と装置本体(2)のアーム(4)に係合することなく自由に開閉できる。アーム(4)は、その先端の突状部(4a)が下降した状態、すなわち突出ピン(4c)を中心としてその重力により安定位置にある。 受け具(5)は、基部(5a)、先端の鉤状部(5b)及び舌片(5c)を有し、球(3)がアーム後端部(4b)を押し続けることによってアーム(4)が上方に動いた位置を保持し、そのままの状態を開き戸(92)が開かれることにより、その突状部(4a)が、鉤状部(5b)と舌片(5c)と脱落防止部(5d)で形成される空間部(5e)に遊嵌されて、受け具(5)に係合される。 ロック状態においては、開き戸(92)は、突状部(4a)が受け具(5)に係合されることによって、ロック位置からそれ以上開く動きが封殺されるが、突出ピン(4c)の遊び分及び突状部(4a)と舌片(5c)との隙間分だけ往復動可能となるロック状態を維持する。 開き戸(92)の上記のロック状態を解除するには、開き戸(92)を閉止方向に舌片(5c)の戻り抵抗以上の力で押し、それにより、突状部(4a)が鉤状部(5b)と脱落防止部(5d)との間隙を通過して空間部(5e)より脱離し、アーム(4)の突状部(4a)が下降することによってロック状態が解除される。
(5)	次に装置本体(2)の上部には、ダンパー(7)がダンパー支持体(6)に支持されて装着され、該ダンパー(7)は開き戸(92)が閉じられる際に係止具(5)の正面に当たって開き戸(92)の閉じる動きを緩衝するものである。	×	次に装置本体(2)の上部には、ダンパー(7)がダンパー支持体(6)に支持されて装着され、該ダンパー(7)は開き戸(92)が閉じられる際に受け具(5)の正面に当たって開き戸(92)の閉じる動きを緩衝するものである。